

第5章 騒音・振動

1 騒音・振動の状況

騒音は、人間の感覚に直接影響し、睡眠を妨げたり会話を妨害したりするなど日常生活に大きな影響を及ぼします。

発生源も、工場・事業所、自動車・航空機等の交通機関、商店・飲食店、家庭生活など多種多方面にわたっています。

また、振動は騒音公害と同一発生源から同時に発生することが多い傾向にあります。

本市は、全域が騒音・振動の規制地域で、都市計画法で定められる用途地域別に第1種から第4種（振動は第1種と第2種）まで指定区域があり、それぞれ環境基準が設定されています。

環境基準の区域指定は、平成24年度から市が行っています。

音の大きさの例

dB	騒音の目安
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車のクラクション（前方2m）
100	電車が通る時のガード下
90	カラオケ店内、騒々しい工場内
80	走行中の電車内、救急車のサイレン
70	騒々しい事務所内、セミの鳴き声
60	デパート店内、普通の会話
50	家庭用エアコンの室外機
40	図書館、閑静な昼の住宅街
30	深夜の郊外
20	木の葉の触れ合う音

美濃加茂市の騒音・振動規制の状況

①規制区域

区域区分	地 域
第1種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域の定めのある地域
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域又は第2種住居地域の定めのある地域若しくは同号の用途地域の指定のない地域
第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域又は準工業地域の定めのある地域
第4種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域又は工業専用地域の定めのある地域

②特定工場等に係る騒音規制基準

時 間 区 分 区域区分	昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	朝夕 (午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 7 時から午後 11 時まで)	夜間 (午後 11 時から翌日の午前 6 時まで)
	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 1 種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 3 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

③特定工場等に係る振動規制基準

区域の区分		昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から翌日午前 8 時まで)
種別	該当地域		
第 1 種区域	第 1 種区域及び第 2 種区域である地域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	第 3 種区域及び第 4 種区域である地域	65 デシベル	60 デシベル

2 一般環境騒音調査

市内 3箇所で、一般環境の騒音測定調査を行いました。

測定の結果、環境基準を超えている箇所はありませんでした。

評価については、等価騒音レベル（L_{Aeq}）を採用しています。

令和 5 年度測定結果

地域の種類	区分	測定場所	時間帯	騒音測定結果 L _{Aeq} (dB)	環境基準 L _{Aeq} (dB)
道路に面する地域以外の地域	A	森山町五丁目 森山公園	昼 間	44.3	55
			〃	42.0	
	B	西町七丁目 可茂聖苑	昼 間	46.2	55
			〃	47.4	
	C	古井町下古井 はぐるま公園	昼 間	41.8	60
			〃	38.7	

3 自動車騒音面的評価

道路に面した地域の騒音評価を実施しています。

令和5年度は、県道各務原美濃加茂線で24時間の測定を実施し、評価を行いました。

5年間で評価場所をローテーションしながら、自動車騒音の監視を行います。

令和5年度測定結果

実施年度	路線名		騒音レベル	基準値
令和5年度	各務原美濃加茂線	昼間	68	70
		夜間	60	60

4 騒音・振動規制法等に基づく届出状況

騒音規制法、振動規制法、岐阜県公害防止条例では、著しい騒音や振動を発生させる施設（特定施設）を定め、施設の設置等の届出を義務づけています。

（1）特定施設届出事業所数（令和6年3月31日現在）

①騒音規制法に係る特定施設届出状況

施設の種類	特定工場等数	特定施設総数	前年度末
1 金属加工機械	42	324	317
2 空気圧縮機等	72	789	763
3 土石用破碎機等	8	89	89
4 建設用資材製造機械	4	4	4
5 木材加工機械	12	69	67
6 印刷機械	9	34	34
7 合成樹脂用射出成形機	4	98	98
8 鑄型造型機	1	2	2
計	152	1409	1,372

②振動規制法に係る特定施設届出状況

施設の種類	特定工場等数	特定施設総数	前年度末
1 金属加工機械	44	315	307
2 圧縮機	53	299	288
3 土石用破碎機等	9	12	12
4 コンクリートブロックマシン等	1	2	2
5 木材加工機械	2	3	3
6 印刷機械	3	18	18
7 合成樹脂用射出成形機	3	95	95
8 鑄型造型機	1	7	7
計	116	751	732

③岐阜県公害防止条例に係る特定施設届出状況

施設の種類	特定工場等数	特定施設総数	前年度末
1 研磨機	9	129	128
2 空気圧縮機及び送風機	17	234	234
3 烹業焼成炉用バーナー	1	1	1
4 撥糸機	4	11	11
5 合成樹脂粉碎機	4	11	11
6 高速切断機	3	26	26
7 走行クレーン	20	295	295
8 クーリングタワー	21	100	100
9 冷凍機	31	407	406
計	110	1,214	1,212

（2）特定建設作業実施届出状況

著しい騒音や振動を伴う建設作業について事前の届出が義務づけられています。

①騒音規制法に係る特定建設作業届出状況（令和5年度）

作業の種類	届出数
1 くい打機等を使用する作業	0
2 びょう打機を使用する作業	0
3 さく岩機を使用する作業	18
4 空気圧縮機を使用する作業	7
5 コンクリートプラントを設けて行う作業	1
6 バックホウを使用する作業	26
7 トラクターショベルを使用する作業	0
8 ブルドーザーを使用する作業	0
計	52

②振動規制法に係る特定建設作業届出状況（令和5年度）

作業の種類	届出数
1 くい打機等を使用する作業	4
2 鋼球を使用して破壊する作業	0
3 舗装版破碎機を使用する作業	3
4 ブレーカーを使用する作業	17
計	24